

測定室だより

No. 16

1992年7月14日

発行 放射能汚染食品測定室 代表藤田祐幸

¥300-

事務局 横浜市港北区日吉4-1-1 慶応義塾大学物理学教室 藤田祐幸 気付

電話 045-562-2279 (FAX兼用)

振替 東京9-118321 放射能汚染食品測定室

私が汚染脱脂粉乳を担ぎました — 日高良人さんに聞く —

藤田 祐幸

ポーランドから汚染脱脂粉乳が輸入されたとき、この荷物を扱った日高良人さんがその後体調を崩し、労災認定を求めて闘っておられる、というニュースが「測定室」運営委員会に紹介された。早速、私は運営委員の渡辺美紀子さんと二人で、日高さんのお話を伺うことにした。

Q：日高さんはこれまでどういう仕事をされてきたのですか。

『もともと九州の出身で、学校を出てすぐ横浜のジャパンエクスプレスという会社に入り、その後、港湾で輸入関係の倉庫の仕事をしてきました。横浜の新港倉庫に入ったのは、今から八年ほど前（1984年頃か）です。ここで私は、主に家畜の飼料を扱ってきました。ニチメンが輸入したものを全農に収めるのが

主でした』

Q：ポーランドからの脱脂粉乳はいつ入荷したのですか。

『1988年10月24日に入荷しました。その前に会社から、今度入るのは放射能汚染の心配がある。マスコミから何を聞かれても見せてはいけない、と口止めされました。

ポーランドから輸入されたのは500トンの飼料用脱脂粉乳で25kg入りの紙の袋に入っていました。四層の茶色の紙の袋で、一番中側にはポリエチレンがコーティングされていました。』

Q：飼料用と人間用の脱脂粉乳はどちらがうんですか。

『生産されて二年以上たったものは飼料用に

なります。』

Q: そうすると事故から丁度二年目ということですね。その頃はやはり東欧からの物が多かったのですか。

『事故以前はオーストラリアやニュージーランドからのものが多かったのですが、この頃からヨーロッパや東欧のものが増えました。チェルノブイリの事故からあと、値段が下がって、商社はこれを買いたたいて相当入れたと思います。ポーランドから入った問題の袋には鳩の糞などが一杯ついていました。相当の間、野積みされていたんじゃないですか。こんな汚い袋は初めてでした。』

Q: 船から降ろしたコンテナからどのようにして倉庫に入れるのですか。

『コンテナ一つには大体17~18トンしか入りませんので、500トンのミルクは25台ほどのコンテナになります。通関の手続きをして倉庫の前に持ってきて、そこで初めて封印を切ります。作業員がコンテナから一袋ずつ担いで降ろしてパレットに積み上げます。この作業は一週間ほどかかりました。会社からは、作業員に対してチェルノブイリの汚染があるとは言わないでくれ、と釘をさされておりました。古い袋でしたから、コンテナの中で破れているものもたくさんありました。破れたところはテープで貼りました。粉を身体中にあびながらやるんです。』

Q: 検査のための抜取りはどのようにしたのですか。

『最初のサンプルは破れた袋から取りました。ビニールの袋に手で入れました。サンプルを検査所に持ち込んで測ってもらった結果を厚生省に提出するんです。その数値は輸入許可書に記入されることになっていると思います。』

Q: サンプルはどの程度取るのですか。

『サンプルは3キロの袋を二つと1キロのものを一つで、合わせて7キロです。』

Q: 何トン入ってきても7キロですか。

『そうです。いろいろな袋から取るのですが、袋が破れているものなんかがありますので、そういう所から取っていました。全部の袋から取るということはありません。』

Q: その結果不合格になったのですか。

『国の指定した検査機関から結果が戻ってきて、不合格だというのです。だからまたサンプルを取るといふんです。五回不合格になって六回目の検査で一部輸入許可になったんです。』

Q: 合格するまで検査を繰り返すのはおかしいですね。

『そうです。何回もやらされましたから、できるだけたくさんの袋からサンプルを取りました。でも、それをまとめて袋に入れるんですから、どれがどこの袋かということは分からない筈なんです。

一回検査所の人に来て、35kgのサンプルを取っていきました。私は立ち会ったのです

が、同じ方法でした。ところが、最後の結果によれば、500トンのうち200トンは基準値以下だが300トンは370ベクレルを越えたので送り返すということになったというんです。どうやって区別できたのか不思議です。私にはわかりません。

結局、生産年月日で区別することになったのです。袋にはそれぞれ記号が押してあってそれを手掛かりに積み上げた荷物を仕分けしなければなりません。倉庫の前の道路にパレットを持ち出して一つずつ確認して仕分けしました。二月でした。風が強くて破れた袋からミルクが舞い上がって、通りがかりの人や向かい側の人から苦情が出たほどです。』

Q: どういう根拠で分けることになったのですか。

『インチキだと思います。返送分を倉庫に管理していたときに、同じニチメンが宮崎に荷揚げした脱脂粉乳が基準値を越えて返送することになったので一緒にしてくれと運び込まれました。1000ベクレルを越えていたようです。見たら、横浜では輸入許可になったのと同じ番号が押してあるものが全部返送することになっていたのです。一つひとつの袋からサンプルを取ったのであればともかく、これはインチキだと思います。』

Q: 返送処分になったものは確かにポーランドにもどされるのですか。

『私が再輸出の手続きをとったのですから、1989年の4月4日頃にポーランドに向けて出航したことは確かです。でも、商社は何

をするか分かりません。この事件があつてから、南アやシンガポールから脱脂粉乳を輸入し始めています。南アのことはわかりませんがシンガポールで牧畜がさかんだということは聞いたことはありません。

紙の袋は四層になっていますから、一番上の袋だけ剥がしてメイドインシンガポールとベタッと押して再輸出なんてことも可能だと思います。』

Q: 日高さんの体調が悪くなったのはいつごろからですか。

『2月か3月頃から働いていると鼻血が出たり歯茎から血が出たりしはじめました。眠いんですよね。目があかないような状態でした。身体が焼けるように熱くて、氷のかけらを食べながら働きました。あまり暑いので服を脱ぎますと、今度はすぐに風邪ひいちゃうんです。熱が39度まで上がってしまう。』

私はもともと体温が低いですよ。ですから余計ひどく感じました。会社に居ても、仕事にもなりません。いつも眠っているような状態で、記憶力もなくなってしまうんです。書類を作ってもタイプが打てない。』

Q: 医者にいきましたか。

『肝機能障害だけとただものじゃないと言われました。丁度、倉庫の前に組合の事務所があるんですが、私が粉まみれになって働いているときに「日高さんよくやるね」なんて声かけてくれたりして「これ放射能があつて危ないんだ」などと言ってたものですから、組合の人が心配して、被団協を紹介してくれま

した。代々木病院の千葉先生に診てもらいました。仕事の内容を話したらそれが原因だろうと言われました。』

Q：会社はどうなったんですか

『身体の具合が悪くて病院に行ったのが無断欠勤だということで、解雇されました。懲戒免職にすると言われましたが、診断書を出したら解雇になりました。組合に相談に行ったのが原因ではないかと思います。その後、労災の申請をしていますが、そんな作業をしたことはない、そのような物を扱ったことはない、と私の言うことを事実無根であるとして言い逃れをしています。』

Q：現在も労災認定を求めて闘っているのですね。

『はい。でもまだ何の結果も出ていません。』

Q：現在の体調はどうですか。

『もともと私は重量挙げをやっていたので身体は頑丈だったのです。230kgぐらいの荷物は一人で担げたほどです。あいつはスーパーマンだなんて言われていたんです。今は薬を飲んでいますが。肝機能障害だけではなく糖尿も出ていて、疲れるんです。医者からは一ヶ月に十日ほど、一日2時間半くらいまでしか働いてはいけなと言われていました。これではとても生活はできません。今はタクシー会社の事務の仕事を三日に一度手伝っている程度です。

私は農家の出で、働くのが好きなんです。倉庫の仕事も好きでした。大切な荷物を扱っているのですから、ネズミの害はないか、通気はうまくいってるか、温度はどうか、雨漏りはしないか、荷崩れはないか、いつも気になります。心配なときや忙しい時は倉庫の中で寝ることもよくありました。その結果、こんなことになるとは思いませんでした。』



日高さんが働いた横浜の倉庫

食べものの安全を確保していくために
新たな農業残留基準設定の問題点（その3）

自由貿易優先より、安全の哲学を

井上 啓（測定室運営委員）

今回の農業残留基準設定の特徴であり、最大の問題点は前号で述べたように、従来の残留農業基準や登録保留基準を決定してきた食料の安全性を確保するための日本独自の考え方（安全の哲学）をまったく放棄してしまったということにつきるでしょう。

少なくとも、人の健康といのちの源泉である食料については、なによりも安全性が優先されねばならないこと、食品に添加されたり使用される化学物質は原則的に禁止すること、やむおえず使用する物はその安全性が証明された物でなければならず、できるだけ少なくすること、安全性の疑わしいものは使わせないこと、基準の設定にあたっては二ヶ所以上の試験研究機関の試験結果をもとにすること、日本の気候、風土、食習慣などを考慮して安全ファクターを厳しくとること、等々、当然のルールです。

ところが、今回はこのルールを完全に無視しているといえます。

設定された基準値は、のきなみFAO/WHOの国際基準に右へならいしていますし、ものによってはアメリカだけの基準を採用し、日本の食習慣などへの考慮はされていないと判断されます。一見科学的なADIを引合いに出しているものの、その根拠となる毒性デ

ータの出所のほとんどが農業メーカーのものといわれ、国内の公的機関での追試も行なわれていません。

また、従来の基準より緩められている食料の傾向を見ると、多くは輸入食料でポストハーベスト使用を含め、明らかに安全性より輸入を優先させていることがわかります。このことは輸入食料だけにとどまらず国内の農産物についても基準が緩められることにつながります。すでに米と小麦の矛盾を示しましたが、登録保留基準は残留基準をもとに決められていることから、当然保留基準は緩和されます。厚生省もそのことを認めています。そうなれば農業の使用量の拡大と環境基準の緩和につながることは目に見えており、化学物質をできるだけ使わないとのルールも意味を持たなくなります。

自由貿易優先の無理

こうした、でたらめな基準設定を行なうにいたった背景は、ガットにあります。

自由貿易を最優先し、貿易の支障にならないように基準を設定し国際基準に統一化しようとの動きは、ガット東京ラウンドから具体化し、日本での国際基準へのすりよりは「中曽根アクション・プラン」から始まっていま

す。東京ラウンドでの合意は、まだ食べ物の安全基準について各国の事情を考慮して独自の選択の幅を保証していました。しかし、現在行なわれている「ウルグアイラウンド」は危険きわまりないものとなっています。

ガット・ウルグアイラウンドでは、15分野にわたって自由貿易のための包括的交渉が行なわれています。この中に「農産物分野」の交渉が含まれ、これまでコメなど農産物の市場開放問題が大きな政治問題となってきました。

昨年12月に出されたドンケル事務局長提案で「例外なき関税化」が示され、日本政府は国際的孤立をおそれコメの自由化に踏み切るのではないかと観測されています。

日本の家族農業を守り、基礎的食料の自給・自立と環境保全型の持続可能な農業を実現するためには、ドンケル提案を断固拒否すべきです。もともといのちと健康の基礎である食料を工業製品と同列に自由貿易の対象にすること自体に無理があるのです。

危険な“ハーモニゼーション”とは？

こうした農産物自由化交渉の裏で、さらに重要な交渉が「事務レベル交渉」として進行し、ほぼ合意に達しています。

「検疫・衛生措置に関する合意」というもので、食料の規格や安全基準を国際的に整合化しようとするものです。国際基準との調和とか基準の統一化とか表現されていますが、「ハーモニゼーション」と言われています。この協議の内容については、この間ほとんど

明らかにされてきませんでした。昨年暮れのドンケル・ペーパーに示された合意案は、驚くべき内容のものでした。

それは、「自由貿易を損なわないために国際基準を採用させる」ということで、事実上、安全・環境・健康に関する国民の決定権を奪い、規格・基準の大幅緩和への道を強要するものです。

錦の御旗、“自由貿易”と“正当な科学”

ドンケル提案によると

第1に、食料・食品の検疫・衛生基準、つまり健康と安全関連の基準については「貿易に対するマイナスの影響を最小限にすることを考慮」し、自由な貿易の妨げとなってはならないとしています。つまり食品の安全性より貿易の自由を優先しようと言うのです。

第2にそのために基準を国際的に整合化（統一化）し、各国が基準を設定するにあたっては、“正当な科学”を基盤にすることを義務づけ、国際基準より厳しい基準を採用する場合は“有効な科学的根拠”のあるものでなければならないとしています。

つまり「輸入国は、適切な国際基準が存在するものについては、その国際基準を輸入アクセス許可の基盤として使用すること」として国際基準を優先させることが求められています。その上で、基準が厳しいことによって貿易に支障が出ると判断した場合、輸出国はガットに提訴し審判を求められることができているのです。

実は、多国籍企業などの利益優先

第3に、国際基準はFAO/WHOのコーデックス・アリメンタリウス委員会（国際合同食品規格委員会）が、“最高の有効な科学的根拠に基づいて決定し、各国の基準が科学的根拠に基づいているかどうかについての判断もコーデックス・アリメンタリウス委員会にゆだねるというものです。

コーデックス・アリメンタリウス委員会の多くの部会は食料輸出国をスポンサーとして構成され、「専門家」のほとんどは、多国籍企業や食品関係業者の利益代表で占められていることは常識で、そこで出す基準については明らかに業界の利益を優先したものでしかありません。この機関に最高の権威を与えることがなにを意味するか明白です。

第4にこの合意に基づいて決定される措置に対し、各国は自治体および国民に無条件に従わせる義務が課せられています。つまり、各地方自治体の独自の基準設定は不可能となり、国民の基準設定に対する発言権や最終決定権はすべて奪われることとなります。

以上の内容を見れば、自由な貿易を一律に保障するルールとして、コーデックス・アリメンタリウス委員会の極めて甘い「国際基準」を輸入食品の唯一の基準として採用させ、これより厳しい国内基準で輸入を規制する国があった場合は、コーデックスを審判官としてガット協定違反の国際措置をとることを認めさせようとしているものといえます。

妥協的な議論として国際基準の適用は輸入製品のみにするとの考えが示されていますが、

もし、この考え方を採用するとすれば、輸入製品については甘い国際基準を容認し、「国内製品」については厳しい基準を適用するという二重性を持つこととなります。しかし、そんなことが許されるとはとうてい思われません。結局は、このような合意を行なうことは、国内基準を緩和し国際基準に統一することを意味し、食料の安全と国民の健康を脅かすものとなることは誰の目にも明かです。

安全基準は各国の農業のあり方、気候、風土、食習慣などによって決められるもので、「国際基準」は最低これ以下であってはならないとの「めやす」であるべきです。

”自由貿易”に屈服する食品安全行政

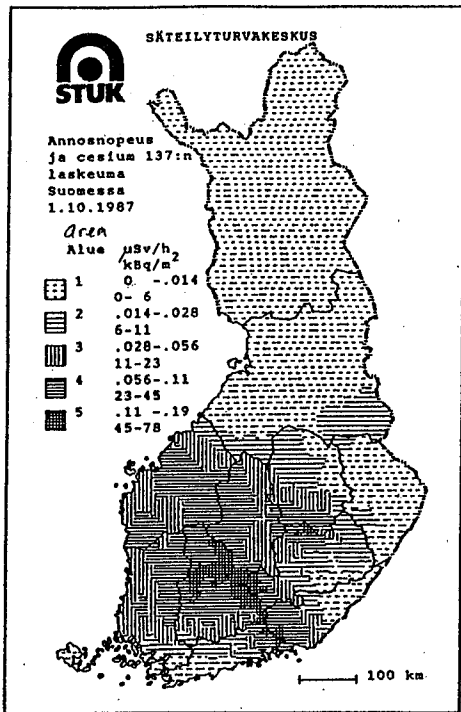
厚生省はこのような国民の健康と安全にかかわる重要な基準設定のルールについて、従来の考え方を放棄し“正当な科学”の名のもとに国際基準との整合化を強力に進めようとしているのです。

34品目の農業についての残留基準設定はまさにこの事実を物語っています。

国際基準は一つの参考でしかありません。科学は基準を設定するために、現段階における判断材料を提供するものであって、安全基準は各国の国民が決めるものです。

自由貿易のために国民の健康や安全を犠牲にするようなドンケル提案とガット交渉は、断固として拒否すべきです。また、このようなガット交渉の先取りとして、農業の残留基準を設定し始めた厚生省の食品安全行政は、明らかに食品衛生法の精神を踏みにじるものであって許すわけにはいきません。（了）

チェルノブイリ情報 (4) フィンランドでは



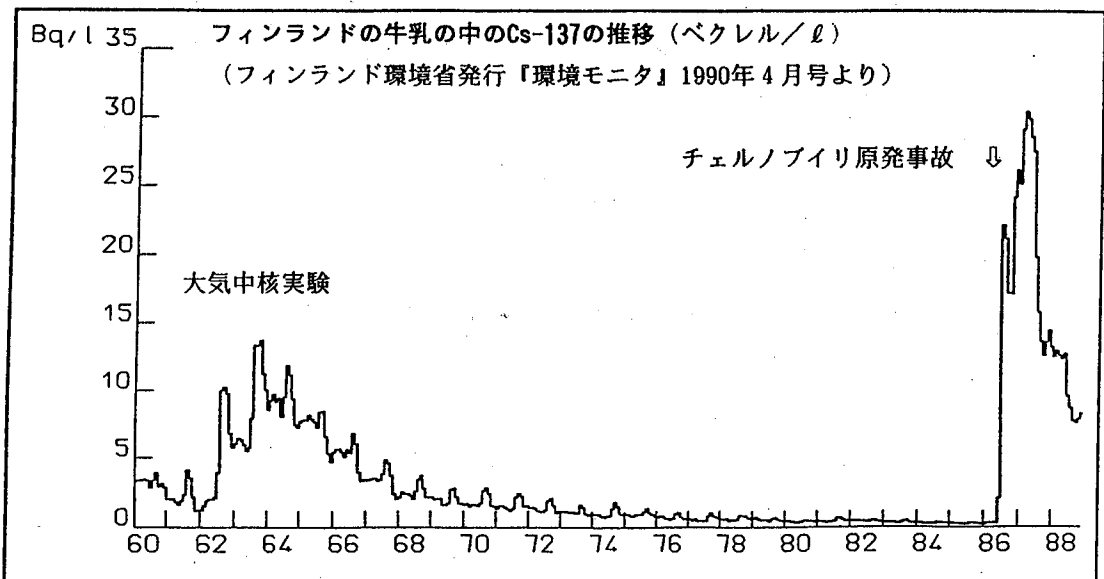
フィンランドの汚染地図 (Cs-137)
(出典は下図と同じ)

チェルノブイリから北へ1000km以上離れたフィンランドの87年10月1日現在のCs-137による汚染状況を示したのが左の図です。図の一番濃い場所で45~78kBq/m²ですが、これをソ連の汚染地図と比較するために換算するとこの値は1.2~2.1Ci/km²になります。汚染は距離に関係せずに広がっていきケースがここにも示されています。

北部のラップランドの汚染が話題になりましたが、フィンランドではむしろ南部の湖沼地帯に汚染が集中しています。汚染はボスニア海をはさんで隣のスウェーデンの中部から北部への汚染地域につながっているようです。

下の図はフィンランドの牛乳で検出されたCs-137の汚染の推移を示しています。60年代前半の山は大気中核実験による汚染を示しています。小さな季節的変動も読み取れます。この影響がようやく減ってきたところにチェルノブイリの大きな汚染が襲ってきた様子が分かります。

このようなデータが環境省のデータブックに公開されているのがフィンランドという国です。日本の場合はどうだったのか厚生省は沈黙したままです。この国にこそグラスノチが必要ではないでしょうか。(藤田祐幸)



(資料は最近フィンランドから帰国した松崎早苗さんから寄せられたものです)

水道水の水質基準の見直し 放射能の基準値設定をどう要求するか

大東 断

厚生省は1989年度より水道水の水質基準の見直し作業に入った。90年に諮問機関である生活環境審議会に諮問、同審議会の水道部会に設置された水質専門委員会で、水質基準制度、水質基準項目、基準値の検討が現在行われており、7月答申予定という。

これに対し合成洗剤、農業、水の問題にかかわってきた市民グループと全水道など労働組合とで作る『より安全な水道水の水質基準見直しを求める実行委員会』（代表、市川定夫）が9項目の要求を掲げ、署名活動や地方議会での意見書採択への働きかけ、衆参議長への請願、厚生省へ要請や交渉を行っている。

ハイテク汚染物質や、トリハロメタン、農業などについての基準を強化、拡充せよという要求をはじめ、合成洗剤、マンガン、残留塩素に関するもの、「規制値」と「目標値」の設定、基準値根拠の公表、3年以内の基準値見直し、情報の公開などの要求があるが、そのなかに「放射能、アスベストの基準値を設定すること。」という要求が含まれている。

厚生省は「放射能については科学技術庁のデータから、水道としての基準設定の必要性は少ないと思っているが、水道サイドはデータがとほしいので、今後、基礎的な情報収集に努め、引き続きの検討課題としたい。」という対応で、基準値導入に積極的ではない。

現在の規制は

WHOの飲料水水質ガイドライン（改訂作業中）など、下表のようにいくつかの国で放射能に関して飲料水の基準が定められている。

	WHOガイドライン	アメリカ	カナダ	三ツツド
	1984	1975～	1987	1984
総α線	0.1 Bq/l	15 pCi/l		0.1 Bq/l
総β線	1 Bq/l	50 pCi/l		1 Bq/l
β線+光子放射性物質		4 mrem	セシウム137 50 Bq/l	
よう素131			10 Bq/l	
ラジウム226+ラジウム228		5 pCi/l	1 Bq/l	
ストロンチウム90		8 pCi/l	10 Bq/l	
トリチウム		20,000 pCi/l	40,000 Bq/l	

92年1月厚生省との話し合いでの実行委員会資料より

日本では放射能について水道水の基準はもちろんない。原発の重大事故時に、よう素131が100Bq/l（ベクレル/リットル）以上含まれる飲料水は摂取を制限するとしているだけである。ところで、原発や原子力施設などでは放射能の種類ごとに排水基準が決められている。たとえばよう素131は70Bq/l、セシウム137は70Bq/l、ストロンチウム90は30Bq/lなどである。この排水基準が事実上、水道水の基準になっているのが現状といえる。

チェルノブイリ原発事故直後には、岡山で1.6Bq/lなど水道水中によう素131が検出された。また、大阪では1989年に医療施設から排出されたと思われるよう素131が淀川の源水で1.1ミリBq/l検出され問題になった。90年には源水だけでなく蛇口水からも検出されている（『環境監視』

25号、中地重晴さんの報告に詳しい)。

このように濃度假制があるといっても原子力施設や医療機関、研究機関から放射能を含んだ排水が流され、水道水中から人工放射能が検出される現状では、水道水についても何らかの形で規制をかける必要がある。

目標として人工の放射能はゼロにすべきだという議論もあろうが、規制値を求める以上具体的な数値を運動の側からも出していく必要があるだろう。

規制値をどう考えるか

水道水に含まれる放射能の濃度を与えれば、それを日々摂取することによる被曝量が計算・評価できる。被曝量が決まれば、健康に及ぼす影響が評価できる。それが、どの程度のレベルに抑さえられるかによって、濃度の限度が決められる。被曝の評価、影響の評価はいずれにしる議論の多いところである。

ここでは、よう素131について考えて見よう。1988年、89年改正の現行法令では、よう素131の排水基準である70Bq/lは一般人に対して実効線量当量で年間1ミリシーベルトに相当する。よう素の場合、実行線量当量より甲状腺の被曝量が問題になる。改正前の法律では従事者の飲料する水中の許容放射能濃度は $2 \times 10^{-5} \mu\text{Ci}/\text{cc}$ と決められ、それが年間30レムの甲状腺被曝に相当するとされた。これはICRP (国際放射線防護委員会) の評価に基づくものであった。この値を使って計算してみよう。

μCi をベクレル単位に直すと、よう素濃度740Bq/lの水を飲み続けると年間で

30レムの甲状腺被曝ということになる。濃度が1Bq/lなら被曝は0.041レムである。これを70年間摂取し続けると70倍の2.8レムになる。

この被曝がどの程度健康に影響を与えるかについては、ゴフマン博士の評価を用いてみよう。ゴフマンは広島・長崎の被曝データから、甲状腺ガンの最大1ラド当たりの過剰率を3.3%としている(ゴフマン著、社会思想社刊、『人間と放射線』P.181)。また、広島・長崎のデータでは甲状腺ガンの自然発生率は100万人・年あたりおよそ140人という数値を与えている。

これを2.8レムに換算してみると、甲状腺ガンの過剰発生率は9.4%、100万人・年あたり13人となる。日本の人口規模の1億2千万人当たりでは年間1600人の過剰な甲状腺ガンが発生することになる。よう素の排水基準70Bq/lの、1/100~1/1000についてそれぞれ同様の計算をすると下表ようになる。

基準値の想定	70年間の被曝(レム)	過剰発生率(%)	100万人・年当たり甲状腺ガン(人)	1億2千万人・年当たり
1Bq/l	2.8	9.4	13	1,600
1/100	2.0	6.6	9.2	1,100
1/200	1.0	3.3	4.6	550
1/500	0.4	1.3	1.9	230
1/1000	0.2	0.66	0.9	110

WHOのガイドラインなみの1Bq/lでは、よう素の場合、全国で毎年1600人も過剰な甲状腺ガンが発生することになる。これは、とても受け入れられない。もし、具体的な規制値を要求するなら、表から見ると、少なくとも排水基準の1/500くらいの規制を要求していく必要があると思う。

放射能測定結果

1992年3月 ~ 1992年6月

	測定年月	品名	生産地	セシウム合計 (Bq/kg)
乳製品	92.3	脱脂粉乳、全粉乳	日本	検出せず (いずれも)
	92.4	脱脂粉乳	//	5以下
	92.5	脱脂粉乳	//	5以下
小麦粉	92.3	小麦粉	アメリカ	検出せず
魚肉類	92.4	あじ (2検体)	日本	検出せず (いずれも)
		いさぎ、たい、かわはぎ、はたはた	//	検出せず (いずれも)
	92.5	さば (2検体)	ノルウェー	検出せず (いずれも)
飲料	92.5	ミネラルウォーター	フランス	検出せず
その他	92.3	ビーフエキス	日本	検出せず
	92.4	ブルーベリージャム	カナダ	5以下
	92.5	豆乳	ドイツ	検出せず
		カレー	日本	検出せず
		コーヒー豆	エチオピア	検出せず
		チキンエキス	日本	検出せず
	92.6	干しいちじく	トルコ	検出せず
92.6	コーヒー豆	不明	検出せず	
飼料	92.4	飼料 (豚用) 3検体	//	検出せず (いずれも)
		// 1検体	//	5以下
	92.5	// 2検体	日本	検出せず (いずれも)
		// 1検体	//	5以下
		配合飼料 4検体	//	検出せず (いずれも)
		配合飼料	//	24ベクレル
	92.6	配合飼料	日本	検出せず
飼料用脱脂粉乳		//	21ベクレル	

1991年度決算報告

貸借対照表

1992年3月31日現在

摘要	借方	摘要	貸方
現金	47,195		
銀行預金	160,026		
郵便預金	36,919		
振替預金	165,100		
		剰余金	409,240
合計	409,240	合計	409,240

収支計算書

1991年4月1日～
1992年3月31日

摘要	支出	摘要	収入
事務所費	260,000	測定費	626,000
人件費	960,000	購読料	74,500
事務費	31,105	地図売上	1,346,075
郵送費	75,780	カンパ	12,125
通信費	75,986	雑収入	10,853
活動費	49,130	繰越金	307,433
備品費	55,132		
雑費	3,300		
たより製作費	192,500		
地図印刷費	264,813		
剰余金	409,240		
合計	2,376,986	合計	2,376,986

【編集後記】

◎本誌の単価の改訂、200円→300円

前号では、『測定室だより』の発行を年4回の発行に変更することをお伝えしました。それに合わせ、購読料を変更しました。年間購読料は据置として(年間1500円)、本誌の単価を200円から300円に値上げするとことにしました。左記の決算報告に明らかかなように本誌の製作費は購読料を大幅に上回り、赤字製作になっています。値上げやむなき点、ご理解、ご了承下さい。

◎昨夏に続きこの夏も、『チェルノブイリ・セミパラチンスクに放射能測定器をおくる会』では、放射能汚染地域に測定器をおくります。

訪問団はおくる会の松岡、小泉などと新潟からの2名の参加で7名です。7月27日に出発し8月10日(一部6日)の帰国予定です。訪問先は、ベラルーシ共和国モギリョフ州クリチョフ市の保健局と昨年訪れたチェチェルスク市です。クリチョフ市には食品用と携帯用の測定器1セットを新たにおくり、チェチェルスクは昨年おくれた測定器のメンテナンス、バージョンアップと交流が目的です。

【たより購読と放射能測定申し込み】

①表記の日吉の事務局

②放射能測定器を設置してある

東京都千代田区西神田2-7-14

西神田ビル4F たんぼぼ舎内

放射能汚染食品測定室

TEL 03-5275-2480 FAX 03-3238-0797

いずれも連絡可能です。